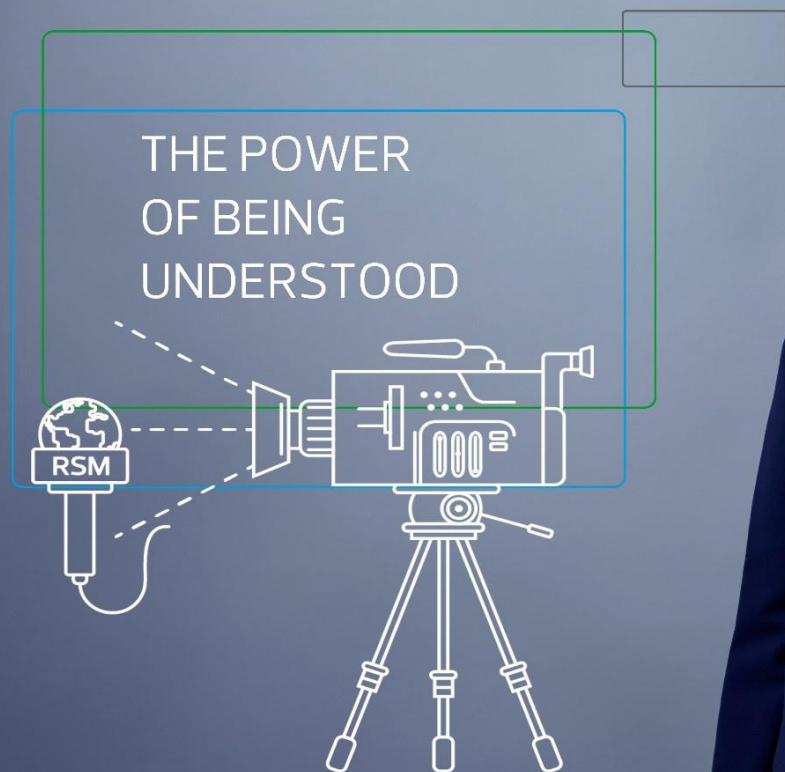


THE POWER  
OF BEING  
UNDERSTOOD



## タイの投資ガイド

**THE POWER OF BEING UNDERSTOOD**  
AUDIT | TAX | CONSULTING



## はじめに

タイは東南アジアの中心に戦略的に位置し、外国人投資家に豊富な機会を提供しています。1997年に生じたアジアの財務危機以降、タイの経済はより多様化しさらなる活気を見せて立ち直り、かつてない世界規模での変化に対して見事に早い回復を遂げました。さらに2000年以降、タイは二回のクーデタ、軍に対する市民の暴動、洪水、津波、豚・鳥インフルエンザ、及び世界的な金融危機を含む多くの苦難と挑戦に直面してきました。また直近では、Covid-19による世界的なパンダミックもありましたが、タイはその都度内密に素早く対処し、効果的な回復をしてきました。その結果タイは、全ての場面において世界的な投資家がビジネスを行うのに非常に魅力的な場所であることを証明しました。



タイは常に「時代と共に進む」ことを意識しており、世界的な動向がデジタル経済に移行していることにも積極的に対応しています。

また国内及び外国人投資家へのインセンティブも与えられています。タイは他国と比較した際に競争の激しい労働力についても、コストやスキル面で非常に有力な労働資源を有し、大きな成功を実現しています。

弊社 RSM は、タイの投資や東南アジアの投資拠点としてタイを利用する外国人を応援しております。弊社バンコクのオフィスには150名を超えるスタッフが常在し、タイで事業を行う多くの外国人投資家をサポートしております。加盟している RSM インターナショナルの存在により、国際規模でのサポートも非常に容易となっております。

本書がタイへの投資恩恵を最大限に活用するために、投資家の皆さまへ必要な見識を提供できることを願っております。なお本書は、タイへの投資及びタイで事業を行うための一般的な投資概要を提供することのみを目的としています。特別な状況での各ご相談につきましては、RSMのプロフェッショナルたちがきめ細かくサポートいたします。

タイランドへようこそ。タイでお会いしお話できる機会を楽しみにしております。

Gareth Hughes  
Managing Director  
RSM Thailand Group of Companies

## RSM INTERNATIONAL : 国際要求とローカルアドバイス

RSM インターナショナルは世界で 6 番目のネットワーク規模を誇る、独立の会計及びコンサルティングファームであり、総計6.3 億ドルの収益を上げています。120 カ国以上に820を超えるオフィスがあり、48,000 名を超えるスタッフを有しています。RSM インターナショナルのプロフェッショナルたちは、高品質のスキルと国際標準、そしてクライアントに発展的な結果をもたらす革新的な倫理を共通意識として業務を行なっております。

RSM インターナショナルはさらに Forum of the Firms (FoF) のメンバーでもあります。FoF の目的は、世界規模での一貫した財務及び監査の高い品質標準を促進することにあります。

RSM International  
Global Executive Office  
50 Cannon Street  
London EC4N 6JJ  
United Kingdom  
Tel: +44 (0) 20 76011080  
Email: [RSMCommunications@RSM.Global](mailto:RSMCommunications@RSM.Global)  
Website: [www.rsm.global](http://www.rsm.global)

## RSM Thailand について

RSMは世界で第6番目の規模を誇る、監査・税務・コンサルティングファームです。タイではBig 4以外で、国内及びグローバルにサービスを展開する最も規模の大きいファームの一つとなっています。

弊社の専門は以下の分野を含みます。

### 監査

- 法定監査
- 財務デューデリジェンス
- その他の任意監査
- コンプライアンスレポート
- 会計人の報告
- 特別なレビュー

### 会計及び給与計算

- 記帳代行
- 税務申告
- 給与計算

### 税務

- 法人税ーコンプライアンス及びアドバイザー
- クロスボーダー税務アドバイス
- 個人所得税ーコンプライアンス及びアドバイザー
- 移転価格

### 法務及びビジネスアドバイザー

- ビジネスアドバイザー
- 組織更生と破産
- 法務サービス
- 法廷及び訴訟サポート
- 資金募集
- M&Aアドバイザー
- 決済サポート
- ワークパーミット及びビザサービス

### エグゼクティブリクルートメント

- 管理職人材紹介
- 再就職支援サービス

### リスクアドバイザー

- 組織統治及びリスク管理
- 内部監査
- IT管理及び監督
- コンプライアンス
- テクノロジー保証及びアドバイザー
- テクノロジーリスク管理

# 目次

はじめに	2
RSMINTERNATIONAL：国際要求とローカルアドバイス	3
RSM Thailandについて	4
PART I: 一般基礎	6
第1章: タイ国について	6
第2章: 外国人投資家の規定	8
PART II: 会社設立と管理	13
第3章: 進出形態の種類	13
第4章: 会計、監査及び報告	18
PART III: 税務と労働法	20
第5章: 法人所得税	20
第6章: 源泉徴収税	23
第7章: 付加価値税	25
第8章: 特別事業税	26
第9章: 個人所得税	27
第10章: その他の税務	31
第11章: 二重課税条約	32
第12章: 移転価格税制	33
第13章: 雇用法	35
第14章: 外国人雇用法	37
第15章: 知的財産権の保護	39
第16章: 証券投資等	42

# PART I: 一般基礎

## 第1章: タイ国について

### 地理

タイは東南アジアの高度に位置し、マレーシア、ミャンマー、ラオス及びカンボジアと国境を接しています。タイは77の地域に分割され、所在地によって5つのグループに分けられています。各地域はさらに細かい地区に分割され、878の地区が存在しています。首都であるバンコクには50の地区があります。

約514,000 km<sup>2</sup>の面積を有するタイは世界で51番目に大きな国であり、一般的な気温が19度～38度の熱帯性気候の国になります。7月から10月にかけては主に雨季であり、11月及び12月は気温が下がり乾燥します。

### 歴史

タイは東部及び西部から様々な影響を受けている伝統豊かな国です。サイアム(Siam)は1939年および1945年～1949年まで世界から知られていた名称です。1949年5月11日に正式名称として、「Thailand」(タイランド)という国名が公布されました。「Thai」の意味は「Free」(自由)になります。従って「タイランド」の意味は「自由な土地」ということになります。

### 君主政治

完全な君主政治が廃止された1932年以降、タイは憲法により統治を行っています。現在の王様 Majesty King Maha Vajiralongkornは、彼の父親である King Bhumibol Aulyadejが2016年10月13日に死去した後、2016年12月1日に王座の地位に昇進しました。タイの人々が政府を批判することは一般的ですが、タイのロイヤルファミリーメンバーを批判したり見下したりすることは無礼に値します。タイの王室はタイ国民の大黒柱でもある中心的存在として崇敬されています。

### 政府

タイは合憲の君主政治です。王室が国民議会や大臣議会、裁判所などについて最終的な承認権を有しています。政府の長は首相で王室の役目を果たします。首相は国政の事柄に関する王室からの命令について責任を有します。その他の内閣の主要なメンバーとしては、大臣や副大臣、官僚などがあります。

### 人口

2021年1月4日時点でタイの人口は約69,889,474人と推定され、これは世界で20番目に人口の多い国となります。人口増加率は0.25%で、人口が最も多いバンコクには5,670,000人の人口が居住しています。

### 言語

公用語はタイ語になります。英語は公立学校でも必須教育となっていますが、通常はビジネスや国際取引に利用されるのみとなっています。地方によって方言もあり、東西南北によってその方言は異なります。

### 宗教

国王は「すべての宗教の庇護者」として憲法上は信仰の自由を保障していますが、実際は仏教が国教となり人口の95%が信仰しています。人口の約4.6%がイスラム教徒で、他にもキリスト教やその他様々な宗教が残りの割合に存在します。

### 教育

タイの識字率は約96%になります。この教育水準は東南アジアでも非常に高く、これがタイで人材資源が高く評価されている理由の一つともなっています。

## 気候

タイは一般的には暖かく湿気の多い国です。5月～9月は雨季と言われています。その他の月は比較的乾燥しています。暑季は3月～5月で平均気温は35℃～40℃になります。11月～2月の平均気温は21℃～24℃になります。

## 時差

日本との時差は-2時間(UTC:+7:00)で、日本の正午はタイの午前10時になります。

## 貨幣

通貨はタイバーツ (Baht, 略称: THB) になります。1THBは100サタン (Satang) に分けられます。硬貨は25サタン、50サタン、1バーツ、2,5バーツ、10バーツがあります。硬貨での支払いは硬貨の種類によって、取引あたり5バーツから1,000バーツの間に限定されています。手形等は20, 50, 100, 500, 1,000バーツ単位で発行されます。

## ビジネスアワー

ほとんどのビジネスが、1時間のお昼休憩を含め午前8時または9時から午後5時または6時までの一日9時間、週5日を営業時間としています。銀行は月曜日から金曜日の午前8:30～午後3:30まで営業しています。民営のお店については営業時間は様々ですが、夜7時から8時頃まで営業しているお店が多いです。コンビニエンスストアでは24時間営業しているところもあり、様々な製品をそろえて種類も豊富です。

## コミュニケーション

タイは広範囲にわたるコミュニケーションネットワークを持ち、83,000,000人を超えるモバイルユーザーがいます。広帯域のWi-Fiインターネットサービスがカフェやレストラン、ホテルなど多くの公共場所で可能となっています。

## 医療制度

タイの医療と歯科サービスは世界からも非常に高い評価を得ています。設備と機器はとても近代的で、病院は国際資格を有した医者や医療スタッフを有しています。タイのメディカルツーリズムはタイで最も早い成長を遂げている産業の一つで、毎年多くの患者がタイの安価で質の高い世界クラスの医療ケアを求めて海外からやってきます。

## 交通

タイの交通は非常に便利です。低価なバス、タクシー、電車により、市内を回るのはもちろん、他の地域に移動することも容易です。バンコクのスワンナプーム空港は世界で最も人が集まる空港の一つと言われ、常にアジアのベストな空港としてランクインされています。タイには他にも11つの国際空港と12つの国内空港があります。

## 生活

バンコクでの生活は、アジア地域を含めた他の大都市と比べると低価です。そのため多くの外国人は一般的に高い水準での生活を楽しむことができます。多種にわたる学校や病院もあるため、バンコクは家族連れにとっても非常に良い居住場所となっています。

スーパーマーケットの輸入食品の多くには、ローカル生産が加えられています。またサッカーやラグビー、テニス、サイクリング、ランニングやゴルフなどのレジャー活動も盛んです。Fitness FirstやVirgin Activeなどのグローバルブランドを含む、多くのフィットネスセンターがあります。

交通渋滞や大気汚染によるストレスもときにはありますが(特にバンコク)、週末に都市を離れて休暇を過ごしたい場合には、パタヤやフアヒン、ラヨン、カンチャナブリ、カオヤイ国際公園などのリゾートへのアクセスも容易です。

## 住居

高層ビルからコンドミニアム、海辺の小屋、一軒家など、全てのタイプの住居の賃貸がタイでは可能です。価格と質は様々ですが、非常に優れた条件の物件もたくさんあります。

## 第2章:外国人投資家の規定

タイの経済は常に一定の成長を続け、強い輸出力と活気のある国内マーケットが特徴的です。タイは多くの自然リソースを所有しています。スキルがあり賃金の安い労働力は外国人投資家を魅了し、彼らのタイでの事業の発展と成功に寄与しています。

継承のタイ政府は、民間部門がタイ経済成長のカギになると判断したため、タイ投資委員会(BOI)などの機関を通じて、民間部門を積極的に奨励及びサポートしています。さらにタイ政府は、外国からの投資がタイの経済と技術促進を担う重要な役割を担うとみたため、現在BOIは承認された外国投資の特定の事業活動に対して特別なインセンティブを提供しています。

タイで投資を行うにあたっては、BOIの特別なインセンティブを求める場合を除いて、通常政府の承認は必要としません。ただしいくつかのタイ経済の部門では、外国人事業法(FBA: Foreign Business Act)により、外国人の所有権や参加について制限がなされています。

### タイ投資委員会(BOI)

BOIは首相の下で運営しています。ここはタイ投資を促進し奨励することを根源とする政府機関になります。奨励は税務インセンティブ、非税務インセンティブ、承認された投資や活動に対する保証と保護などにより行われます。2014年12月、BOIは2015年～2021年を期間とする7年間投資奨励戦略を開始しました。この戦略の開始日は2015年1月1日になります。BOIは以下で見ていく通り、インセンティブを「業種別によるインセンティブ」と「メリットによるインセンティブ」の2つの種類に区分しています。

### 業種別によるインセンティブ

業種別によるインセンティブはその活動の重要性に基づいて分類がなされ、AとBの2つのグループに分かれています。グループA(A1～A4)は法人所得税の免除(3年から5年間)に加えてその他の税務及び非税務特典があります。グループB(B1とB2)は、特定の税務及び非税務特典を行っています。

BOIが現在投資奨励の対象としている業種は以下の通りです。

1. 農業及び農産品からの製造業
2. 鉱山、セラミックス、基本金属
3. 軽工業品
4. 金属製品、機械、運輸機器
5. 電子、電気機器産業
6. 科学工業、紙及びプラスチック
7. サービス、公共事業
8. 技術及びイノベーション開発

### 国に重要な恩恵を与える業種

以下の業種は、法人所得税が免除されます。

1. 経済森林栽培(ユーカリを除く)(カテゴリー1.3)
2. 創作デザイン及び開発センター(カテゴリー3.9)
3. 航空機または航空機部品類の製造(カテゴリー4.11.1)
4. ミクロ電子工学デザイン及び組み込まれたシステムデザインを含む電子設計(カテゴリー5.6)
5. 組み込まれたソフトウェアを含む、ソフトウェア及び事業ソフトウェアまたはデジタルコンテンツ(カテゴリー5.7)
6. ゴミまたはゴミから作った燃料による電力及びスチームの製造(カテゴリー7.1.1.1)
7. エネルギーサービス会社(ESCO)(カテゴリー7.8)
8. 産業ゾーンまたは技術産業ゾーン(カテゴリー7.9.2)
9. クラウドサービス(カテゴリー7.10)
10. 研究及び開発(カテゴリー7.11)
11. バイオテクノロジー(カテゴリー7.12)
12. エンジニアリングデザイン3(カテゴリー7.13)



13. 科学実験所(カテゴリー7.14)
14. 測定サービス(カテゴリー7.15)
15. 職業訓練所及び高レベルの教育機関を含む人材資源開発(カテゴリー7.19)

### メリットによるインセンティブ

国と産業に恩恵をもたらす活動や投資をより促進するために、BOIは以下の通り各プロジェクトのメリットに基づいて追加のインセンティブを与えています。

1. 「競争力向上」のメリットに対して、最長3年間の法人所得税の免除及び300%を限度とする免税。
2. 「地方分散」のメリットに対して、グループA1及びA2の業種は5年間で法人所得税50%減免。追加で3年間の法人所得税免税。輸送費、電気代、水道代の2倍まで10年間免除。インフラの設置、建設費の25%を控除。
3. 「産業地区開発」のメリットでは、工業団地または奨励された工業ゾーンに立地する場合には、法人所得税の免税を一年間追加。

### 投資恩恵の付与基準

BOIは恩恵を与える業種の基準を時と場合によって変更することがあります。この基準の変更は、経済と投資状況に応じてなされます。投資恩恵は経済を発展させるため、製品標準の質を向上させるため、国際市場での競争力を高めるため、国際貿易や条約を行っている国との経済連携に生かすため、低所得の地域をサポートするため、バランスのとれた持続的成長のために行われます。以下は、どのプロジェクトが投資恩恵を受けるのにふさわしいかを判断する際の基準になります。

1. 売上収入に対して付加価値が20%以上あること。ただし、電子製品及び部品の製造、農業及び農産品その他BOIから特別に承認を受けたプロジェクトを除く。
2. 新しく開始されたプロジェクトについては、負債と資本の割合が3:1を超えてはならない。プロジェクトの拡大時には、ケースバイケースで考慮がなされる。
3. 近代的な製造プロセスや新しい機械の使用、または特定の機関やBOIから承認を受けた古い機械の能力を上げるもの。
4. 十分な環境保護システムのインストール。BOIは潜在的な環境改善に対して、プロジェクトの立地場所及び汚染処理についての特別な配慮を与えている。
5. 投資資本額が750百万バーツ超(土地及び運転資本額を除く)のプロジェクト、ただしそのプロジェクトの実現可能性に関する調査レポートを提出する必要あり。

### 外国人の株式保有

投資恩恵を議論する際には、外国人の会社株式の保有割合についても考慮がなされます。

FBA(外国人事業法)が規定する業種については、会社の登録資本金の51%以上はタイ国籍によって保有される必要があります。FBAが定めるリスト2及びリスト3に挙げられている業種については、その他の法律で別段の定めがない限り、外国人の資本保有に制限はありません。

製造業については、外国人の資本保有制限はありません。ただしBOIが奨励業種の外国投資による資本金額や株式について、必要に応じて制限をする可能性はあります。

### インセンティブ

奨励業種に与えられる税務恩恵は以下の通りです。

- 機械の輸入関税の免税/減税
- 原材料または主要材料の輸入関税の減税
- 研究開発に使用する目的で輸入した材料に係る輸入関税の免税
- 奨励事業から受領した配当及び売却益にかかる法人所得税の免税

- 法人所得税の50%減税
- 一定期間の輸送費、電気代、水道代の二重控除
- 設備の設置や建設費用の追加の25%控除
- 輸出製品に使用するために輸入した原材料または主要材料の輸入関税の免税

奨励業種に与えられる非税務恩恵は以下の通りです。

- 外国人に投資機会を調査する目的でのタイ入国の許可
- タイのスキルある労働者や専門家を投資奨励事業に従事させることの許可
- 土地所有の許可
- 外国貨幣での送金許可
- 特定の事業について外国人資本100%所有の許可

奨励業種に与えられる保証は以下の通りです。

- 国は奨励が与えられた者(奨励者)の事業を国のものとしな
- 国は奨励者と競合する新しい事業を行わない
- 国は奨励者が製造または収集するのと同種または類似した製品や商品を独占販売しない
- 国は奨励者の製品や商品に対して価格コントロールをしない
- 国は奨励者に常に製品や商品を輸出する許可を与える
- 国はいかなる政府機関や政府、国家事業に対して、奨励者が製造する製品の免税での輸入を許可しない。

奨励業種に与えられる保護は以下の通りです。

- 奨励者が製造するものと類似した製品について、一年間を超えない期間で海外保険と航空費用の50%を超えない率で追加の輸入関税を課す
- BOIが関連する法律について奨励者の事業を保護するのに適格ではないと判断した場合、奨励者の製造する製品と類似する製品の輸入禁止の程度を強化
- 奨励者が奨励事業を行うのに問題や障害に直面した場合、BOIは適格なサポートを行う権利を有する

工業団地やそのゾーンに立地し事業を行う投資家に対しては、さらに広範囲の税務インセンティブが与えられることがあります

生産能率向上のための評価

BOIはNo.1/B.E.2557にて、エネルギー保護、代用エネルギー利用または環境汚染の減少のための技術と機械及び、研究開発及び生産能率を向上させるための先進エンジニアリングについて、恩恵を強化する旨の発表をしています。

この評価の対象は、以下の通りです。

1. BOIの奨励事業か否かに関わらず、既存の事業。非BOI事業の場合には、その事業はBOIによる投資恩恵にふさわしいものでなければならない。
2. BOI奨励事業は、法人所得税の免税または減免期間が終了した場合またはその事業が法人所得税免税を受けない場合には、この評価に申請できる。

条件

1. 最低投資資本金額が百万バーツ以上(土地及び運転資本金額は除く)。
2. 申請書は2020年12月30日までに提出され、その事業は奨励証が発行された日から3年以内に実施が完了される必要がある。

## タイ工業団地公社(IEAT:Industrial Estate Authority of Thailand)

タイ工業団地公社(IEAT)は1972年に工業省の下に、工業団地の確立と開発責任をもつ政府機関として設立されました。工業団地は産業工場が体系的に集結し、国の工業開発の分散化を図っているエリアになります。IEATは工業団地で事業を行う許可を与え、それらに恩恵とインセンティブを与える権限を有しています。工業団地では広範囲にわたるインフラストラクチャーと設備そして管理サポートを提供しています。

工業団地は二つのゾーンに分類されます。

1. 一般工業ゾーン (GIZ)
2. IEATフリーゾーン(IEATFZ)

各ゾーンへの投資に対する主なインセンティブは以下の通りになります。

### GIZ

- サービス業を行う権利
- 事業目的での土地所有権
- スキルのある外国人とその配偶者及び扶養家族のタイ国内への入国
- 外国への通貨送金
- BOIの投資恩恵を申請した場合には、追加の恩恵を受ける権利

### IEATFZ

- 制限なしに製品の輸出を行う権利
- IEATFZ内に商品や原材料を制限なく持ち込む権利
- IEATFZ内での供給物に対する関税恩恵
- 機械、備品、原材料及び商品の製造に使用された供給物へのVAT及び物品税の減税
- IEATFZから国内での使用または消費のために持ち出された製品の税務免除
- 輸入/輸出にかかる税務恩恵
- 関税恩恵
- 土地の所有権
- 外国の技術者や専門家、及びその配偶者と扶養家族のタイ入国
- 外国への通貨送金
- 輸入許可及び特定の印や記号等の要求事項の減免
- 品質コントロールの標準要求にかかるコンプライアンスの減免

## 東部経済回路(EEC: Eastern Economic Corridor) 開発

2018年1月1日、議会はより多くの投資を誘致し、また東部経済回路(EEC:Eastern Economic Corridor)の成長を高め復興をさせるための法律制定を承認しました。これに先立ち、東部経済回路局(EECO: Eastern Economic Corridor Office of Thailand)は、EECのためにイノベーションと先進技術の向上のための投資を管理する局として任命されました。

これらの戦略は、EEC内の物理的及び社会インフラ整備によりタイ投資に重要な開発と変化をもたらすと期待されています。EECは3つの東部県(チャチェンサオ、チョンブリー、ラヨン)を包括し、5つの恩恵地区に分かれています。

1. EEC特別区: 東部航空都市 — この地区はウタパオ国際空港周辺に立地し、ウタパオ国際空港から航空機産業ハブへの変容を促進します。
2. イノベーション特別区: EECi — この地区はラヨン県内陸部周辺に立地し、研究とイノベーション戦略の開発を通じてコミュニティと産業の発展を目指しています。
3. デジタルパーク・タイランド EECd — この地区はラヨンのシラチャに立地し、アセアンのデータハブの確立の先手を担うデジタルインフラストラクチャーの強化と開発を行っています。
4. スマートパーク — スマートパークはラヨン県に立地しています。
5. ハマラジャイスタンシーボード4工業地区 — この工業地区はラヨン県に立地しています。

上記に加えて、鉄道路線や戦略的な港にかかる、いくつもの重要な交通インフラ開発プロジェクトが承認されています。

#### 恩恵

恩恵は以下を含みます

- 最大15年間の法人所得税の免税
- 関税の免税
- マッチング
- BOI 奨励事業への土地所有権
- 50年間の土地リース権
- 17%の個人所得税率
- 外国人投資家のワンストップサービスセンターの利用
- ワークパーミットの5年間の有効期限

EECO は、目標とする技術的先進分野での投資及び投資家のコーディネート、進捗の確認及びサポートを行う中心機関としての役割を担っています。

## PART II: 会社設立と管理

### 第3章: 進出形態の種類

タイでは主に3つの進出形態が行われており、各進出形態はそれぞれ形式が異なります。3つの進出形態は以下の通りとなります。

- パートナースhip
- 株式会社
- ジョイントベンチャー

#### パートナースhip

タイの民事及び商法(以下、民商法)では、以下の2種類のパートナースhipを規定しています。

1. 登記を行わない非登記普通パートナースhipまたは登記を行う登記普通パートナースhip
2. 有限パートナースhip

各パートナースhip種類の主な違いは、パートナースhipに生じる義務について、各パートナーが負う責任レベルが異なります。

#### 登記を行わない非登記普通パートナースhip

- 全てのパートナーは共同かつ単独にパートナースhip義務の責任を負う
- 法律上別個としては扱われず、別個の法的実体とも扱われない
- 税務上は個人として扱われる

#### 登記を行う登記普通パートナースhip

- 全てのパートナーは共同かつ単独にパートナースhip義務の責任を負う
- 商業省で登記がされるため、法律上別個の法的実体として存在
- 各パートナーとは分離した別個の実体として扱われ、税務上は法人格として税金が課される

#### 有限パートナースhip

有限パートナースhipは以下の2つの種類に分けられます。

1. 一人または二人以上のパートナーで構成され、各パートナーの責任は出資した資本の額に限定される
2. 一人または二人以上のパートナーで構成され、共同かつ単独にパートナースhip義務の責任を負う

有限パートナースhipは登記を行う必要があり、税務上は法人格として課税がされます。

#### 株式会社

株式会社は、民商法に規定される非公開会社と、公開株式会社法に規定される公開会社があります。この二つの主な違いは、公開会社は資金を公から調達できる点にあります。その他の特徴や必要事項は以下の通りです。

#### 非公開会社

- 基本定款及び付属定款の作成が必要
- 株主の責任は、所有する株式額に限定される
- 取締役は、無限定責任を負う場合もある
- 定款に従い、取締役会の開催が必要
- 全ての株式には議決権が付される
- 株主は最低3名必要
- 外国人事業法の規制があるため、外国人は通常49%まで株式を所有し、残りの51%はタイ側が所有するのが一般的
- 外国人事業ライセンスを取得した場合には、外国人の49%規制が緩和される可能性がある。外国人事業ライセンスは、その事業がタイ国の事業と競合しない場合には付与されることが多い

## 公開会社

- 規定を遵守し承認を得る事で、タイの公開市場からの資金調達が可能となる
- 取締役会は最低5名から構成され、取締役会メンバーの過半数はタイの居住者であることが求められる
- 取締役の責任範囲は増加される可能性があり、また取締役会は最低三か月に一度は開催される必要がある
- 最低15名の株主が必要

## ジョイントベンチャー

ジョイントベンチャーはタイでは法的実体としては認識されていません。しかし、法人税は株式会社と同様に課せられます。ジョイントベンチャーのパートナーは法人として課税され、配当金やジョイントベンチャーから受け取った利益は法人税から免除することが可能です。

## その他の進出形態

### 外国企業の支店

外国企業は、タイでの支店登記は不要です。ただしタイで事業を行う場合にはいくつかの登録が求められます。事業を行う上で求められる登録事項の例としては、VAT登録や納税者番号の登録、必要な場合には外国人事業ライセンスなどが挙げられます。外国企業の支店は、外国人事業ライセンスを取得していない限り、タイ人のために事業活動を引き受けたりすることはできません。

外国人事業ライセンスを取得するためには、最低一名のタイ居住者が、責任者であるオフィスマネジャーとして任命される必要があります。最低資本金額や技術移転などの条件も、外国人事業ライセンスの取得にあたり規定されています。最低資本金額は、設立後三年間に予想される年平均費用の25%以上で、この金額は300万バーツを下回ることはできません。またこの投資額の払込時期についても規定されているため、払込のタイミングについてはこれに従う必要があります。技術移転については毎年報告が義務付けられ、年度の監査済み財務諸表と併せて商務省 (DBD : Department of Business Development) 及び歳入局 (RD : Revenue Department) に提出することが求められています。

以下の実体については、外国人事業ライセンスの取得なしにタイで活動を行う事が認められています。

- 外国企業の駐在員事務所
- 国際取引のためのリージョナルオフィス

上記二つのタイプの事業体は、事業開始前に登記番号を取得するため、商務省で登記を行う必要があります。

### 外国企業の駐在員事務所

外国企業は親会社や関連グループ会社にサービスを提供するために、タイに駐在員事務所を設立することができます。駐在員事務所の特徴は、以下の通りになります。

1. 提供できるサービスは、本社及び関連グループ会社への特定のサービスのみ
2. 親会社や関連グループ会社へのサービス提供から収益を得ることはできない。受領することができるのは、サービス提供に必要な費用のみ
3. 受注や、販売活動、その他ビジネスの交渉を行う権限を持たない

駐在員事務所が親会社や関連グループ会社への提供が認められているサービスは、以下の通りです。

- タイのビジネス動向について、本社や関連グループ会社へ報告すること
- タイで代理店や消費者に対して、本社・関連グループ会社が販売した商品に関する助言を提供すること
- 親会社及び関連グループ会社のために、商品やサービスのサプライヤーを選定すること

- 本社や関連グループ会社がタイでの製造のために仕入れた商品の品質及び数量の調査
- 本社や関連グループ会社の新商品やサービスの広報

駐在員事務所は特定の条件に従うことが求められます。最低一名の責任者は、タイの居住者である必要があります。また毎年監査済みの財務諸表を商務省及び歳入局に提出することが求められます。

#### 国際取引のためのリージョナルオフィス

外国企業は親会社や関連グループ会社にサービスを提供するために、タイにリージョナルオフィスを設立することができます。リージョナルオフィスの特徴は、以下の通りです。

1. 提供できるサービスは、本社及び関連グループ会社への特定のサービスのみ
2. 親会社や関連グループ会社へのサービス提供から収益を得ることはできない。受領することができるのは、サービス提供に必要な費用のみ
3. 受注や、販売活動、その他ビジネスの交渉を行う権限を持たない

リージョナルオフィスが親会社や関連グループ会社への提供が認められているサービスは、以下の通りです。

- コンサルティングやマネージメントサービスの提供
- 人材開発やトレーニング
- 財務マネージメント
- マーケティング管理や販売促進計画
- 製品開発
- 研究開発サービス

リージョナルオフィスは特定の条件に従うことが求められます。最低一名の責任者は、タイの居住者である必要があります。また毎年監査済みの財務諸表を商務省及び歳入局に提出することが求められます。

#### 地域統括事務所 (ROH)

最近まで、タイには二つの地域統括事務所 (ROH: Regional operating headquarters) 制度がありました。以下で記述する通り、多国籍企業がタイで地域統括会社を設立することを促進するために、地域統括会社には税務恩恵が与えられていました。

地域統括会社は、海外の支店や関連団体に対して総務や管理技術サービス、その他のサポートサービスを提供するためにタイに設立された会社です。「その他のサポートサービス」は以下の通りです。

- 一般管理
- 事業計画及びコーディネーション
- 原材料及び部品の仕入れ
- 研究開発
- マーケティング及び販売促進
- 技術支援
- 人事管理及びトレーニング
- コーポレートフィナンシャルアドバイザーサービス
- 経済分析及び投資リサーチ
- クレジットコントロール

最初の地域統括会社制度は、2002年に開始されました。2010年に、最初の制度の規定と恩恵に修正を加えた新しい地域統括会社制度が発表されました。当時は暫定期間として2002年の制度と2010年の新制度のいずれかの選択が可能でしたが、その後2010年の新制度は廃止されたため、現在は2010年の新制度を申請することはできません。

現在の地域統括会社の規定と恩恵は以下の通りです。

#### 規定

1. 会計期間末までに、最低10百万バーツの資本金が払い込まれていること
2. タイを除き最低3か国以上の支店または関連会社へサービスを提供すること
3. 収益合計の 50% 以上が海外の支店や関連会社へのサービスの提供またはロイヤリティーの受領によるものであること。ただしこの規定は設立後最初の3会計期間は 33%とされる。
4. 地域統括会社の設立について、歳入局へ通知すること

#### 恩典等

地域統括会社は2019年12月末までは様々な税務恩恵がありましたが、その後タイはOECDの税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に関する包括的フレームワークのメンバーとなったため、これらの地域統括会社のための税務恩恵は歳入局により廃止されました。

#### 国際地域統括本部 (IHQ)

2014年12月23日、タイ内閣は地域統括会社制度に代わる制度として、国際地域統括本部 (IHQ: International Headquarters) の設立を促進するため、この新たな制度に様々な税務恩恵を認めました。

#### 定義

国際地域統括本部は、タイ法律の下で設立され、以下に該当する会社をいいます。

- 国内及び国外の関連会社へ管理や技術サポートサービスを提供
- 国内及び国外の関連会社へ財務マネジメントサービスを提供
- 海外の関連会社と商品の国際貿易またはそれに関連するサービスを提供

#### 条件

国際地域統括本部には、以下の条件が求められます。

- 会計年度末までに最低10百万バーツの資本金が払い込まれていること
- 一つ以上の海外の関連会社から営業収益があること
- タイ国内における受領者への営業支出が毎会計期間に15百万バーツ以上あること
- タイの歳入局へ国際地域統括本部の登記申請を行うこと
- 歳入局の規定や条件を遵守すること

ただし、2018年から国際ビジネスセンター (IBC) に取って代わられたため、国際地域統括本部の申請は現在は廃止されています。

#### 税務恩典

- 国際地域統括本部もまた、2019年12月末まで様々な税務恩恵が与えられていましたが、こちらもタイがOECDのBEPRに関する統括的フレームワークのメンバーになったことに伴い、歳入局により廃止されています。

#### 国際ビジネスセンター(IBC)

2018年12月末、タイ内閣は地域統括会社制度及び国際地域統括本部に代わる制度として、国際ビジネスセンター (IBC: International Business Center) の設立を促進するため、この新たな制度に様々な税務恩恵を認めました。国際ビジネスセンター制度の概要は以下の通りです。

#### 定義

国際ビジネスセンターは、タイ法律の下で設立され、以下に該当する会社をいいます。

- 国内及び国外の関連会社へ管理や技術サポートサービスを提供
- 国内及び国外の関連会社へ財務マネジメントサービスを提供
- 国際貿易ビジネス



## 条件

国際ビジネスセンターには、以下の条件が求められます。

- 会計年度末までに最低10百万バーツの資本金が払い込まれていること
- 本事業のためのスキルと知識を兼ね揃えた人材を10名以上雇用すること。ただし行われるサービスが財務マネジメントサービスのみの場合又は関連会社のための基金センターの場合には、スキルと知識を兼ね揃えた人材の雇用は5名以上とする
- タイ国内における受領者への営業支出が毎会計期間に60百万バーツ以上あること

## 税務恩典

- 海外の関連会社への管理・技術サポートサービス又は金融マネジメントサービスにより受領した収益、または海外や国内の関連会社から受領したロイヤリティー収益、国際ビジネスセンターにより発生したタイでの研究開発技術に係る費用に関連する法人税率は、15会計期間に及び減額されます。
- 減額後の税率は以下の通りです。
  - タイ国内の受領者に会計期間に支払われた営業支出が60百万バーツ以上の場合には、純利益の8%
  - タイ国内の受領者に会計期間に支払われた営業支出が300百万バーツ以上の場合には、純利益の5%
  - タイ国内の受領者に会計期間に支払われた営業支出が600百万バーツ以上の場合には、純利益の3%
- 国際貿易ビジネスにより生じた収益は、法人税減額の対象とはなりません。
- 海外またはタイの関連会社から受領した配当金は、法人税が免除されます。
- 海外またはタイの関連会社への財務マネジメントサービスにより受領した収益は特別事業税が免除されます。
- 国際ビジネスセンターからタイで事業を行わない海外の企業または法要件を満たす個人に支払われた配当金は、法人税が免除されます。
- 海外またはタイの関連会社へ金融マネジメントサービスを提供するために、タイで事業を行わない海外の企業または法要件を満たす個人から国際ビジネスセンターが借り入れたローンに係る利息は、法人税が免除されます。
- 国際ビジネスセンターに半永久的に就業する外国人で、歳入局の条件等を満たす者は、個人所得税率が15%に減額されます。

## 第4章:会計、監査及び報告

### 会計

会計期間は12か月間である必要があります。定款に別段の定めがある場合を除き、新設会社は、登記から12か月以内に決算を行うことが求められます。その後12か月毎に決算を行います。会社は会計期間を変更した場合には、歳入局から書面での承認を得る必要があります。

### 会計記帳

会社は会計記帳を継続して行う必要があります。手続きは民商法、商務省及び会計法に従う必要があります。資料の作成は様々な言語が用いられると思いますが、タイ語の翻訳を添付することが求められます。全ての会計帳簿は、インク、タイプライター又は印字で記帳される必要があります。

### 会計原則

現在、タイには二つの財務会計報告基準があります。

- A) 公開会社のためのTFRS (TERS for PAE) – TERS for PAEは国際会計基準(IFRS)を未だ採用してはいないものの、IFRSと広範囲にわたって一致しています。採用されていないIFRSで最も重要となるのが、IFRS 9の財務項目です。TFRSは以下の実体に利用されます。
  - 1) 公開会社法に規定される公開会社
  - 2) 公開市場で借入や資本などの資金調達を行う企業
  - 3) 公開市場で資金調達を行うためのプロセスにある企業
  - 4) 国際展開している他社の信託資産を保有している実態 例：銀行、保険会社など
  
- B) 中小企業のためのTFRS (TERS for SME's) – 中小企業とは主として公開企業に該当しない企業を指します。TERS for SME'sはIFRSに準じており、IFRSの多くの規定が導入されています。中小企業のためのTERSを規定するタイ会計士協会は、中小企業や非公開会社を、Complex NPAE's (複雑な非公開企業)と Non-Complex NPAE's (複雑ではない非公開企業)の二つのタイプに区分しており、Complex NPAE'sはTFRS for SME'sの全面適用を求めるのに対して、Non-Complex NPAE'sにはいくつかの規定についてTFRS for SME'sの適用を求めています。

### 一般的な会計実務に関する備考

減価償却費：歳入法は、資産の性質により様々な減価償却率の使用を許容しており、減価償却年数が資産の見積耐用年数よりも短くなることもあります。これらの減価償却率は法定されていないため、企業は資産の見積耐用年数に通常よりも低い償却率を利用することができます。会計記帳で低い償却率を使用した場合には、税務申告においても、同様の償却率を使用する必要があります。

年金の記帳：年金の積み立てや出資は、従業員に直接支払われるか又はその出資が歳入局から承認されない限り、税務上は損金となりません。

法定準備金：企業は準備金の額が資本金の最低10%に達するまでは、配当を行う都度、年度利益の最低5%を法定準備金として積み立てる必要があります。

### 監査

全ての法的実体(非公開会社、登録パートナーシップ、支店、駐在員事務所、地域統括会社やジョイントベンチャー)は毎年財務諸表を作成する必要があります。財務諸表は国家認定会計士の監査を受けた上で、歳入局及び商務当局へ提出します。

ただし登録パートナーシップで資本金が5百万バーツ未満であり、収益が30百万バーツ未満かつ資産額が30百万バーツ未満の場合には、財務諸表の提出は歳入局のみでよく、商務当局への提出は必要ありません。

## PART III: 税務と労働法

### 第5章: 法人所得税

タイの法律に従い登記を行った以下の実体は、法人所得税(以下、法人税)の対象になります。

- 株式会社
- 公開株式会社
- 有限パートナーシップ
- 登記普通パートナーシップ
- ジョイントベンチャー
- ファンデーション及びアソシエーション
- 外国支店

タイで事業を行う外国法人もタイでの法人税の対象になります。

タイで事業を行わない外国法人も、以下に挙げる種類の収入を得た場合には、源泉徴収税額を基礎として、それぞれ以下の税率に応じた税金が課せられます。

- 税引後の利益送金 10%
- 配当金 10%
- 利息 15%
- ロイヤリティー 15%
- 株式売却益 15%
- 家賃収入 15%
- プロフェッショナルフィー 及び仲介料 15%

なお二重課税条約により、源泉徴収税率が引き下げられる場合もあります。

#### 法人税率

タイの現在の法人税率は20%です。税率は、納税者のタイプによって様々です。例えば、中小企業の場合には以下の通り課税がなされます

#### 中小企業

- 中小企業(SME : small and medium enterprise)は、会計期間末までに5百万バーツ以下の払込資本でかつ会計期間の商品またはサービスの売上が30百万バーツ以下の法人をいいます。中小企業には以下の利益額に応じた段階的な税率を含む、様々な異なる税率が与えられています。

純利益 (THB)	税率
1 ~ 300,000	0
300,001 ~ 3,000,000	15%
3,000,000 超	20%

#### 税務計算

法人税は純利益をベースに発生主義で計算されます。納税者は会計期間に発生した全ての収益から、歳入法で認められた費用を差し引くことで法人税を計算します。

タイ法人がその他のタイ法人から配当金を受けた場合で、その他の必要な条件を満たす場合には、受領した配当金額の50%は免税されます。タイの上場会社又はタイの法人で受領先のタイ法人の25%以上の議決権株式を保有している会社は、その他の必要な条件を満たす場合には、タイ法人から受領した配当金額の100%が免税されます。

税務計算において控除が認められる費用は以下の通りです。

- 通常の必要不可欠な費用。以下の控除可能費用については、特別な控除率が適用される。
  - 研究開発費用は200%控除にプラスして、研究、開発、イノベーション活動に支出した費用100%の控除が可
  - 業務トレーニングのための費用は200%控除可
  - 身体障害者のための器具設置等の支出費用は200%控除可
- 資本準備金またはファンドの利息を除く、支払利息
- タイ当局に支払われた法人税及びVAT税金を除く、税金
- 過去5会計期間から繰り越された純損失
- 条件を満たした不良債権
- 修繕費
- 寄付金(純利益の2%まで)
- 積立金への支出
- 交際費、ただし総収入または払込資本金いずれか大きい金額の0.3%までとする。ただしこの金額は10百万円を超えてはならない。
- 公立学校への寄付
- 公共駐車場や公園、運動場のメンテナンスに支出した費用
- 減価償却費、ただし以下の通りいくつかの制限あり。

資産の種類	年間償却率
永続的な建物	5%
一時的な建物	100%
消耗自然資源	5%
リース契約のないリース権	10%
書面によるリース契約のあるリース権で、更新規定がないか又は更新規定はあるものの更新期間が限定されているもの	100%を更新期間を含むリース期間で定額法により償却
フォーミュラ、のれん、商標権、事業ライセンス、特許権、著作権、その他利用期限のない権利	10%
フォーミュラ、のれん、商標権、事業ライセンス、特許権、著作権、その他利用期限のある権利	100%を利用期間にわたり償却
研究開発に使用される機械	利用開始年度に40%、その後償却後の簿価に対して20%以下の率で償却
コンピューターハードウェア、ソフトウェア、オペレーティングプログラム	取得日から3年以内に償却
土地及び棚卸資産を除く、上記以外の資産	20%

土地を除く固定資産が200百万バーツ以下及び、従業員数が200人以下の中小企業のその他の減価償却規定は以下の通りになります。

資産の種類	償却率
建物及び構築物	利用開始年度に25%、その後償却後の簿価に対して5%以下の率で償却
機械及び備品	利用開始年度に40%、その後償却後の簿価に対して20%以下の率で償却
コンピューターハードウェア、ソフトウェア、オペレーティングプログラム	利用開始年度に40%、その後3年間にわたり償却

以下は法人税の計算にあたり控除が認められない費用となります。

- 引当金
- 省令に規定されている支出を除く、ファンドへの積立金支出
- 個人的な費用
- 公共のチャリティーや公共の恩恵のための費用を除く、贈与や寄付金
- 条件に該当する交際費
- 資本的支出
- 資産の改良等のための費用
- 罰金や追徴金、刑事上の罰課金や所得税
- 株主やパートナーに対する、適切な額を超えて支払われた給与額
- 実際に発生していない費用または他の会計期間に支払われるべき費用、ただし他のどの会計期間にも記録できない場合を除く。
- 会社や法的パートナーシップの資本や引当金、または積立金等に支払われた利息
- 保険やその他の保護契約による損害請求
- 前期からの損失、ただし5年間の繰越損失を除く
- 利益を得る目的以外の支出
- タイの事業目的以外の支出
- 資産の購入価格及び、通常の支払額を超えて行われた関連支出費用
- 事業を行うための、天然資源の消耗に要した費用
- 会計期間末後の受領した利益から生じた未払費用
- 政令によってその都度規定された費用

#### 税務申告及び納税

タイの税務システムは、自己申告ベースとなっています。法人税申告は会計期間末から150日以内に行う必要があります。納税は申告と同時に行います。

中間申告も必要になります。納税者は中間期間分の利益計算及び年度の税金額の見積を行い、中間期間末から2か月以内に中間納税を行う必要があります。この納税は、その後の年度申告時の納税額に対する債権となります。中間申告時の見積額が実際額より25%以上少なかった場合には、歳入局より追徴金が課せられます。

#### 税額控除

海外からの収入に対する海外での納税額は、法人税に対する税額控除の対象となり得ます。この控除額は、タイの納税金額を超えることはできません。

源泉徴収税及び中間申告税額も、税額控除の対象となります。

## 第6章:源泉徴収税

以下の場合には、タイの法的実体は支払金額から税金を源泉徴収する必要があります。

1. 他のタイの法的実体またはタイで事業を行う外国法人へ支払いを行う場合
2. タイで事業を行わない外国法人へ支払いを行う場合

源泉徴収税率は、支払いを受ける実体の税務ステータス及び収入の特性によって異なります。源泉徴収税は支払い者(源泉徴収する側)によって、支払いが行われた月の翌月7日までに申告及び納税がされる必要があります。収益受領者(源泉徴収される側)は、支払った源泉徴収税を年度の法人所得税から控除することができます。源泉徴収証明書は、税務控除請求に必要なため、収益受領者に発行されます。年度の税務債権を超える税額控除については、条件を満たせば還付を受けることができます。

### 個人居住者に適用される源泉徴収税率

支払いの種類	源泉徴収税率
給与及び賃金	5 - 35%
賃借料	5%
利息	15%
賞金	5%
船類のレンタルフィー	1%
サービス費用	3%
プロフェッショナルフィー	3%
公共のエンターテイナーフィー	5%
配当	10%
広告宣伝費用	2%

### タイ法人に適用される源泉徴収税率

支払いの種類	源泉徴収税率
ロイヤリティー	3%
利息	1%
配当	10%
賃借料	5%
広告宣伝費用	2%
販売プロモーションのための割引及び賞品	3%
サービス費用	3%
不動産の売却	1%
交通費	1%

### 外国法人に適用される源泉徴収税率

支払いの種類	源泉徴収税率
配当金	10%
利息	15%
賃借料	15%
ロイヤリティー	15%
サービス費用	15%
資本利得	15%
税引後利益の送金	10%

外国法人への支払いに適用される源泉徴収税率は、二重課税条約の規定によっては制限または減額される可能性があります。

## デジタル資産の源泉徴収税率

Payments デジタル資産やこれに類似する資産を保有すること等により取得した利益、またはデジタル貨幣等の売却や移転により投資額を超えて受領した価値については、15%の源泉徴収税率が課されます。



## 第7章:付加価値税

### 付加価値税(VAT: Value Added Tax)

商品やサービスを提供する個人または実体で、年間売上が180万バーツを超える場合には、付加価値税(Value Added Tax、以下VAT)の対象になります。

### 免除

いくつかの事業についてはVATが免除されています。免除される事業の例としては以下が挙げられます。

1. 肥料や農薬、家畜の餌など、未加工農産物の販売
2. 新聞、雑誌、教科書の販売
3. 以下の特定のサービス
  - 国内運輸業務
  - 政府や私立病院から提供されるヘルスケアサービス
  - 政府や私立学校、その他の教育機関から提供される教育サービス
  - 不動産賃貸
4. 医療や法廷における弁護、会計監査、その他法律や規定に従うプロフェッショナルサービス
5. 図書館、博物館、動物園、アマチュアスポーツなどの文化サービス
6. 輸入品で関税局の管理下にあり、その後関税が還付されて外国へ再輸出される商品
7. 宗教活動や公共的なチャリティー活動など、その他のサービス
8. 関税フリー地区に輸入された商品で、当該法律により関税を免除されるもの
9. 雇用契約に基づく役務の提供

### VAT 登録

VAT の納税義務がある者は、事業の開始前または売上が180万バーツに達してから30日以内にVAT登録を行う必要があります。

### 税務の発生時期

税務の発生時期は、所有権の移転や支払い、タックスインボイスが商品の移転前に発行された場合を除いて、通常は商品の移転時に発生します。サービスの提供については、タックスインボイスが支払いの前に発行された場合を除いて、サービス費用が受領されたときに発生します。

### 税率

現在通常のVAT税率は7%となっていますが、将来10%に変更される可能性があります。また以下を含むいくつかの活動については、ゼロ税率となっています。

- 商品の輸出
- タイ国内で遂行されるが、国外で利用されるサービス
- 国際運輸業務
- 政府機関または外国借款プロジェクトに販売または提供された商品またはサービス
- 国連やその関連機関、大使館や領事館に販売または提供された商品またはサービス
- 保税倉庫間取引または関税フリー地区の実体に販売または提供された商品またはサービス

### タックスインボイス

VAT登録者は、商品やサービスの性質や価格などの詳細が記載されたタックスインボイスを発行することが求められています。タックスインボイスの記載すべき事項は、歳入法により規定されています。

### VAT 計算及び申告

VAT債務の額は、商品の販売やサービスの提供に際して課税したVAT (Output VAT) から、支払ったVAT (Input VAT)を差し引いた金額となります。

VAT申告は各月末から15日以内に行われる必要があります。納税は申告と同時に行います。タイ国外の実体からタイ国内の実体にサービスの提供が行われた場合にもVATの対象となります。この場合には、VATの申告及び納税の義務は、タイ国内の受領者に課せられます。

同期間にInput VATがOutput VATを超えた場合には、納税者が還付請求を行うか、もしくは翌月以降に繰り越して発生したVAT債務と相殺することができます。

## 第8章：特別事業税

### 特別事業税とは

いくつかの特定の事業についてはVATが免除されますが、その代わりに特別事業税(SBT: Specific business tax)が課されます。特別事業税の対象となる事業は以下を含みます。

- 銀行法やその他の法律で特定されている銀行業
- 法で定められている金融業及び証券業
- 生命保険法に定められている生命保険業
- 質権法に定められている質権業
- 貸付、保証、貨幣の両替、貨幣の発行や売買、海外への送金など、商業銀行と類似した取引を行う業務
- 商業や利益を得る目的で行う不動産の販売業
- タイの証券法で定められている証券市場での証券の販売

### 規定

特別事業税の対象となる実体は、事業開始日から30日以内に特別事業税登録を行う必要があります。

### 税務基礎と税率

事業タイプ	収入の種類	特別事業税率
銀行、金融及びこれに類似する業務	利息、割引、サービス費用、貨幣の交換による総利益	3%
ファイナンス業、証券業	利息、割引、サービス費用、その他の費用、貨幣の交換による総利益	3%
生命保険業	利息、サービス費用、その他の費用	2.5%
質業	利息、費用、没収した商品の販売により得た収益	2.5%
商業銀行に類似した取引を行う業務	利息、割引、サービス費用	3%
不動産販売業	総収入	3%

別途特別事業税の10%が地方税として課されます。

### 特別事業税申告

特別事業税は月ベースで、毎月末から15日以内に申告がなされる必要があります。納税は申告と同時に行われます。

## 第9章：個人所得税

個人で納税義務のある者は、現金主義により個人所得税を申告及び納税する必要があります。課税年度は暦年（1月1日～12月31日）となります。申告は、自己申告となります。

### 居住

暦年内でのタイ国内の累計滞在日数が180日以上となる個人は、税務上「居住者」となります。

### 税務計算

個人所得税は課税所得に累進税率を適用することにより計算されます。課税所得は、総所得金額から控除及び手当等を差し引いた金額になります。

### 課税所得

発生源がタイとなる収入を受領した個人は、実際の受領場所に関わらず、タイで納税義務を負います。税務上タイの居住者となる者で、外国から収入を得たものは、収入を受領した年にタイにその収入を持ち込んだ場合には、タイの納税義務を負います。

課税所得は8つのグループに分類されます

1. 給与収入
2. 人的役務提供に係る報酬
3. のれんや著作権、フランチャイズ、遺言やその他裁判等により得た収入
4. 配当や銀行利息、株式投資やパートナーシップによる利益、ボーナス、会社合併により得た利益
5. 賃貸収入、割賦販売や分割購入契約の不履行による収入
6. エンジニアや法律または会計などの専門家報酬
7. 請負報酬による収入
8. 商業、農業、産業、輸送業など、上記に該当しない事業所得

### 控除

所得金額に対して認められている標準控除は以下の通りです

収入の種類	控除額
給与所得	50%ただし100,000 THBを限度
著作権収入	50%ただし100,000 THBを限度
建物及び波止場の賃貸収入	30%*
農業地の賃貸収入	20%*
その他の土地の賃貸収入	15%*
運搬具等の賃貸収入	30%*
その他の資産からの賃貸収入	10%*
専門家報酬	30%ただし医療報酬は60%*
請負事業からの所得で、契約者が道具以外の原料を提供する場合	実費額または70%*

上記以外の事業、商業、農業、産業、運送業等から生じる所得	実費額または 65% - 85% 所得の種類による *
------------------------------	-----------------------------

\*必要な証拠書類がある場合には、標準経費ではなく、実際経費が控除できる可能性があります。

## 手当

標準控除に加えて、以下の標準手当も認められています

手当の種類	手当の額
基礎控除	60,000 THB / 納税者
分割されていない財産	60,000 THB / 納税者
パートナーシップ等	60,000 THB / パートナーあたり。ただし合計 120,000 THB を超えてはならない
配偶者控除	60,000 THB
子供手当 (25 歳以下で教育機関で教育を受けている子供、未成年者、調整中の無能力者、準無能力者)	各 30,000 THB
父母の扶養者	30,000 THB / 納税者または配偶者の親一人あたり。ただし 60 歳以上で所得が 30,000 THB 以内の場合に限る
納税者または配偶者により支払われた生命保険料	実際の支払額、ただし各支払い 100,000 THB まで
プロピデント・ファンド (PE) 拠出金	実際の支払額、ただし補償額の 15% または 500,000 THB のいずれか小さい方を限度とする
家の抵当権利息	実際の支払額、ただし 100,000 THB まで
納税者または配偶者により支払われた社会保険料	各納税者の実際の支払額
チャリティー等の寄付金	実際の寄付金額、ただし標準控除及び標準手当を差し引いた後の課税所得額の 10% を超えてはならない
健康保険料	実際の支払額、ただし納税者の父母及び配偶者の父母あたり 15,000 THB を超えてはならない

## 税率

個人所得税に適用される累進税率は以下の通りです

課税所得 (THB)	税率
0 – 150,000	0%
150,001 to 300,000	5%
300,001 to 500,000	10%
500,001 to 750,000	15%
750,001 to 1,000,000	20%
1,000,001 to 2,000,000	25%
2,000,001 to 5,000,000	30%
Over 5,000,000	35%

## 申告及び納税

個人納税者は個人所得税を課税年度の翌年3月31日までに申告する必要があります。特定の所得(家賃収入、プロフェッショナル所得、請負業務及びその他の業務)を受領した納税者は、9月30日までに中間申告を行い見積税金を支払うことが求められます。中間申告に基づき支払われた税金額は、年度税金額と相殺されます。

### COVID-19による個人所得税申告期限の延長

- 2020年度の個人所得税 (PND 90 and PND 91)の申告期限は、2021年6月30日までに延長されています。

## 第10章：その他の税務

### 印紙税

印紙税は特定の事業取引を含む文書に課され、それらの文書を行った者が支払義務を負います。これにはその文書を締結した者、文書を保持するもの、文書の受益者を含みます。印紙税の対象となる文書には、不動産移転、不動産賃貸、株式移転、抵当権、年金、委任状、債務証書などになります。税率は利率または均一利率ベースになります。利率は取引価値の0.1%～1%となり、均一利率の場合には取引あたり1～200 THBになります。

### 土地家屋税

土地家屋税は、所有者が自分で住むための住居を除いた全ての土地家屋に課せられます。税務計算は基本的に a) その資産の実際の価値または (b) その資産の年間賃借料相当額×12.5%、のいずれか大きい方になります。納税は毎年2月までに行われる必要があります。

### 不動産税

土地建物税法は2019年1月に導入されました。この税法では、土地と建物は4つのカテゴリーに分類されます。年間税率は以下の通り適用されます。

- 農業に利用されている土地または建物：評価額の0.2%まで
- 住居のための土地または建物：評価額の0.2%まで
- 商業または産業の土地：評価額の2%まで
- 利用されていない土地：評価額の2%、3年毎に上昇の可能性あり(ただし5%を限度)。

公共不動産、利得目的でない資産、政府機関により所有されている不動産、コンドミニウムの共同エリアを除くすべての土地及び建物でその価値が5千万バーツ未満の場合には、税務が免除されます。

### 地方開発税

地方開発税は地方当局が査定した資本評価額に基づいて計算されます。土地家屋税が課された土地については地方開発税は課されません。

### 相続税

相続税は2016年2月から適用されました。この税は住居の資産、土地、乗り物、債権、株式、金融機関での預金等に対して、それらが一括で相続されたか一定の期間にわたって順次相続されたかに関わらず課税されます。

各相続人は1億円を「課税資産ベース」から控除することができます。被相続人から受領した資産から受領した負債及び免除額を控除した額に相続税が課せられます。

「課税資産ベース」に課せられる税率は10%ですが、受遺者が被相続人の子孫または祖先の場合には5%になります。

### 贈与税

相続税と類似しており、贈与税も2016年2月から適用されました。祖先や被相続人または配偶者から年間総計2千万円を超える贈与を受けた個人には5%の贈与税が課せられます。その他の受益者の場合には年間総計1千万円を超えた場合に贈与税の対象となります。

## 第11章：二重課税条約

タイは広範囲にわたる条約を以下にある国々と結んでいます。条約は国ごとにそれぞれ異なります。経済協力開発機構(OECD:The Organisation for Economic Co-operation and Development)や国際連合(UN:United Nations)の条約モデルを採用する必要は必ずしもありません。タイの二重課税条約は通常、条約国との間で二重課税を防止するために行われるものです。二重課税条約の内容は様々ですが、多くの場合以下に近い内容が含まれます。

- 税務の定義
- 居住者の定義及び二国間で居住が認められる場合の課税国決定方法
- 居住者の収入源が条約相手国の場合の課税方法
- 条約国の居住者から条約相手国の居住者へ支払われた利息や配当、ロイヤリティーに係る源泉徴収税の制限について
- 条約国の居住者が条約相手国の居住者へ支払った事業利息に課せられる税にかかる制限について
- 決議方法について

タイは二重課税条約を、日本を含む以下61か国と締結しています。

アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カンボジア、カナダ、チリ、中国、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、ハングリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、クウェート、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オーマン、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ、ウズベキスタン、ベトナム、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ギブロス、ルクセンブルク、モーリシャス、セイシェル、タジキスタン、アラブ首長国連邦、ベラルーシ

## 第12章：移転価格税制

2018年11月21日、タイの歳入法は新しい移転価格法を導入しました。この新法は2019年1月以降の会計期間から適用されます。

### 新法の各概要

以下は新移転価格法の各ポイントと概要になります。

1. 歳入局は関連会社間の取引について、その収益及び費用価格が公正妥当か否かについて判断し修正を行う権利を有している
2. 年度の売り上げが2億バーツを超える納税者は、必要な移転価格情報を記載した移転価格文書を、法人税申告書と共に歳入局に提出する必要がある
3. 納税者はさらに、歳入局の指示に基づき、全ての移転価格情報が記載された移転価格報告書を(必要な関連書類と共に)作成し、移転価格を申告した日から5年間保存する必要がある
4. 関連会社で税務調査官から通知を受けた場合には、その通知を受けた日から60日以内にその内容に従う必要がある。状況によってはこの期限は通知を受けた日から180日に延長される場合もある
5. 税務還付請求の期間と期限について 例：税務申告期限の最終日から3年以内、税務調査官の修正通知を受領した日から60日以内
6. 上述の規定は2019年1月以降の会計期間から適用
7. 移転価格文書または移転価格報告書(必要な関連書類を含む)の提出を失念した場合、または正当な理由なく不完全または誤った情報を提出した場合には200,000バーツを上限とした罰金が課せられる

### 認められている価格法

1. 独立価格比準法(CUP: Comparable uncontrolled price method)
2. 再販売価格基準法(RPM: Resale price method)
3. 原価基準法(CPM: Cost plus method)
4. その他の価格法。市場価格を求めるのに、上記のCUP、RPM及びCPMが正確でないと判断された状況でのみ、その他の国際法で認められた価格法が使用できる場合がある。その他の価格法は、取引の状況と性質からして公正で適切である必要がある。

### 文書化

税務局が移転価格について問題を発見した際にすぐに調査が行える様、適正な文書の作成と保存が求められます。必要な文書の内容は、以下の通りです。

1. 各組織の事業の性質及び構造を含む、グループ間の組織図及び関係
2. 予算、事業計画及び将来財務予測
3. 事業戦略及びその戦略を採用した理由
4. 売上と営業成績及びグループ間での取引の性質
5. グループ間で国際取引を行った理由
6. 価格方針、製品の利益性、関連する市場情報、及び各組織間での利益配分
7. 選択した特定の価格法に関する文書
8. いくつかの価格法が候補に上がり却下された場合は、それらの価格法が却下された理由及び、実際に選択され使用された価格法の選定根拠



9. 納税者とグループ関係会社との間で行われた、取引についての交渉内容について
10. その他、移転価格の決定に関連する書類等

#### 事前確認制度

事前確認制度 (APA: Advance pricing arrangements) は移転価格のリスクを減少させるために、その取引価格の妥当性を事前に確認することができる制度です。歳入局はこの確認制度の申請プロセス、適用期間、必要書類などを含んだガイドラインを提供しています。

## 第13章：雇用法

タイの安価で機動性のある労働力はとても魅力的なため、タイは製造業地として人気があります。

従業員や労働者の雇用に関する法規定は労働法、民法及び商法の雇用契約に関する条文に記載があります。さらに、内国大臣(1993年以前)により発せられる省令や、労働省及び社会福祉(1993年以降)もタイの労働法を規定しています。

### 最低賃金

労働法によると、最低賃金は労働者の活動の種類及び場所によって異なります。最低賃金額は現在、労働者が雇用されている地域によって、一日313～336 THB となっています。例えば、チョンブリの最低賃金は一日336 THB なのに対して、バンコクは一日 331THBとなっています。

### 就業時間と祝日

危険作業のない通常の業務の場合、最長就業時間は一日 8時間、ただし週に48時間を超えてはいけません。危険作業の場合には一日7時間、ただし週に42時間を超えることはできません。従業員が連続して5時間労働した場合、1時間の休憩が与えられる必要があります。

最低一年間継続して就業した労働者には、タイの伝統式典である13日の祝日に加えて、毎年最低6日の有給休暇が与えられる必要があります。

### 賃金と残業

従業員が規定や特別な契約により時間外労働を行った場合、割増賃金として通常の賃金の 1.5 倍以上を支払わなければなりません。緊急の状況により労働者が祝日や休暇中に就業を求められた場合にも、割増賃金が求められます。この場合の賃金率は労働者の就業状況により異なります。なおこの様な時間外労働の割増賃金の支払いは、管理者や監督者は対象となりません。

### 傷病休暇

全ての従業員は、有給で傷病休暇を年間合計 30 日以内で取得する権利があります。傷病休暇を連続して3日以上取得する従業員は、医療証明書の提出が求められます。合理的な理由なしに傷病休暇を連続して3日以上取得した場合には、傷病休暇が認められないこともあります。

### 女性労働者

健康に危険を及ぼす激しい業務に女性労働者を雇用することは禁止されています。またモラルや安全性に支障をきたす業務にも女性労働者を雇用することはできません。女性労働者はシフト制業務を除いて、夜の12時～朝6時の間の業務には従事してはなりません。180日以上就業した女性従業員は、45日間の有給出産休暇に加えて、45日間の無休出産休暇を取得する権利を有します。出産休暇は、全ての従業員に与えられる30日間の傷病休暇とは別の休暇になります。

### 年少労働者

15歳未満の子供はいかなる状況でも雇用することはできません。15歳以上18歳未満の子供は、労働省及び社会福祉局から正式な許可を得た場合には雇用できます。15歳以上18歳未満の子供は、映画や芝居またはこれに類似する業務である場合を除いて、夜の10時～朝6時までの間は就業させることはできません。18歳以下の子供は、健康、道徳、安全に害を与える業務には従事させることはできません。

### 福利

雇用者は従業員のために適切な飲料設備、洗面所、トイレを提供する必要があります。また応急手当等の医療設備を就労場所に備えることが求められます。これらの設備の程度は、事業の内容や従業員の数によって異なります。

## 就業規則

10人以上を常時雇用する雇用者は、タイ語で記載された就業規則を作成することが求められます。この就業規則は、就業場所にて展示されている必要があります。

雇用者はさらに、賃金計算に関する書類とともにタイ語で記載された従業員台帳を保管する必要があります。この台帳は労働省や社会福祉局から検査要求があった場合に、すぐに提出できるようにしておく必要があります。

## 雇用の終了と解雇金

雇用契約で雇用期間が特定されていない場合、いずれかの当事者は最低一支払期間前までに書面により事前通知を行う事で雇用を終了することができます。会社により解雇された従業員は、その解雇理由が重要な違法行為によるものでない限り、解雇金の支払いを受ける権利を有します。

解雇金の金額

就業期間	解雇金
120日以上－1年未満	30日分
1年以上－3年未満	90日分
3年以上－6年未満	180日分
6年以上－10年未満	240日分
10年以上－20年未満	300日分
20年超	400日分

従業員が必要な期間の事前通知なしに解雇された場合、解雇金に加えて事前通知期間に代わる支払いを受領する権利を有します。

## 退職年齢

労働保護法(LPA : Labor Protection Act) では、会社に退職規定がない場合、または規定はあるもののその年齢を60歳超としている場合には、適用される退職年齢はLPA 118/1条により 60歳となります。例えば退職規定で退職年齢を55歳としていた場合、LPA 118/1条の60歳規定ではなく、55歳の方が適用されることとなります。

退職年齢に達したことで退職する従業員に対して、雇用者はLPA 118条で規定されている退職金を支払うことが求められます。

## 労使関連

雇用者は、労働団体に参加し労働要求の提出と交渉により業務を継続して行う事ができない従業員を解雇することはできません。すべての労働組合は、中央労働者組合登録所、労働省及び社会福祉または、労働省及び社会福祉により割り当てられた各地域の登録所で、登録し許可を得る必要があります。

従業員による雇用者への要求は、書面によって行われた場合に限り受領されたとみなすことができます。雇用者と従業員間の交渉は、承認された代理人によって行われます。

両者が同意に達しない場合、商務省及び社会福祉に指導を依頼することも可能です。この場合の申請は書面で行います。この争いを和解させるために、仲裁者が指名されることもあります。

雇用者は従業員の解雇や追い出しの手段を講じることはできません。また従業員は交渉手段が尽くされた場合を除き、ストライキに進むことは禁止されています。

## 労使和解

労働保護法に基づく労働調査及び労働裁判手続法に基づく労働裁判所は、雇用者と従業員間に生じたいかなる争いに対して追加の保護と救済策を与えています。

従業員の解雇が不公正か否かの判断は、労働裁判所の決定にかかっています。

## 第14章：外国人雇用法

タイの外国人雇用法（FEA: Foreign Employment Act）では、いくつかの職業について外国人にその扉を開いていません。FEA はさらに、外国人のワークパミットの発行及び更新、そして FEA に違反した外国人への罰則を定めています。

### ワークパーミット

いかなる業務に従事するためにタイに入国する外国人は、業務が開始する前にワークパミットを取得しなければなりません。ただし外交官、領事大使館、国際連合、タイ政治使節団の加盟者の場合には例外が適用されます。最近では、いわゆる「S-Curve」の産業に従事する外国人で「Smart Visas」を保持する者には新たに免除規定が与えられています。

外国人は必要かつ緊急な業務が生じた場合には、15日以内であればその業務を行なう事が可能です。ただしその場合には業務開始の前に、労働省及び社会福祉に書面でその旨を通知する必要があります。FEA はタイ国民のみが従事可能な職業をリストにして公開しています。これらは手作業の労働産業が多いですが、エンジニアリング、会計、建築、法律などの専門業も含まれています。

FEA は外国人がタイに入国する前に、将来的に雇用者となる者がその外国人に代わってワークパーミットの申請を行うことを許可しています。ワークパーミットはノンイミグランドビザと共に一定期間（ただし4年以内）有効となり、その後ビザの延長承認と共に更新されます。例外的に「1年超」のワークパーミットが与えられた場合には、ビザの有効期限とワークパーミットの有効期限は異なる場合があります。

ワークパーミットが承認されるか否かは、雇用者の状況によってケースバイケースになります。考慮事項には、資本金額、外国人に対するタイ人の割合、その会社の事業がタイ経済に与える恩恵などが含まれます。

ワークパーミットなしに（もしくは規定に違反して）就業した外国人または適切なワークパーミットなしに外国人を雇用した者には、懲役または罰金のいずれか又は両方が課せられます。雇用の終了や従業員が辞職した場合、雇用者は7日以内にそのワークパーミットのキャンセル手続きを行う義務があります。これを怠った場合には罰金が課せられます。

タイで就労を望む外国人が行う標準的な手続きは、以下の通りになります。

1. 有効な「B ノンイミグランドビザ」を取得してタイに入国する
2. ワークパーミット申請書の準備と提出を労働省雇用局（DOE: Department of Employment）にて行う。  
通常この手続きにかかる期間は3～7営業日となります。
3. 「B ノンイミグランドビザ」を90日以上に延長する

### ノンイミグランドビザ

タイで就労及び在住を希望する外国人は、入国前にノンイミグランドビザを取得する必要があります。ノンイミグランドビザはタイ大使館または外国の領事館にて発行されます。

ノンイミグランドビザには様々な種類があります。ビジネスビザ（B種）、扶養家族ビザ（O種）、長期滞在ビザ（B-A種）、外交及び領事ビザ（D種）、教育ビザ（ED種）、そしていわゆる「Smart visas」がこれに含まれます。

「Smart Visas」は、「S-Curve」産業と呼ばれる特定の産業に投資する会社の管理職に対して与えられます。「S-Curve」の産業には特定の「次世代」事業、スマート電気機器、高品質で豊かな観光・医療ツーリズム、農業及びバイオテクノロジー、未来のための食品、自動化機械及びロボット、航空及び物流、バイオ燃料及びバイオケミカル、デジタル、医療ハブが含まれます。これらのビザを有する外国人は最大4年間の滞在が許可され、ワークパーミットの取得は求められません。

手続きが複雑になったり遅延することを防ぐため、タイ入国前に正しいノンイミгранトビザを取得する必要があります。タイで就労目的の外国人は B 種ビザを取得し、その家族は通常 O 種ビザを取得します。多くの大使館が現在、将来雇用者となる者からの証明書または招待レター及び、DOE が発行したワークパーミットの事前承認となる承認レター (WP3) の提出を求めています。タイに到着すると、ノンイミгранトビザを保持している者はそこから90日間タイに滞在することができます。Bビザは通常、ワークパーミットの申請が行われない限りその期間の延長をすることはできません(ただし「Smart Visas」の保持者は最高4年間で、その後ワークパーミットなしに延長ができます)。移民局は多くの場合、B種のビザ延長手続き中に最長1か月間の一時的なビザを与えます。ビザ延長の承認の可否はケースバイケースとなり、その最終決定は移民局の判断に委ねられています。

#### 再入国許可証

タイの滞在ビザを得た外国人は、タイを出国する前に再入国許可証(シングルまたはマルチプルのいずれか)を取得する必要があります。再入国許可証を取得せずに出国すると、保持するビザは自動的に取り消され、ビザとワークパーミット申請の手続きを全て最初からやり直さなければなりません(「Smart Visas」の保持者を除く)。

#### 90日レポート

タイの滞在ビザを得た外国人は、タイの滞在について90日毎に直接またはオンラインにて移民局に報告する義務を有します(1年以下の「Smart Visas」保持者を除く)。

## 第15章：知的財産権の保護

タイでは以下の三つの知的財産権が認識されています。

1. 特許権
2. 著作権
3. 商標権

### 特許権

タイは2008年にパリ協定に加わったため、特許協力条約を締結しています。タイはさらに世界貿易機関のメンバーでもあるため、従ってタイは知的財産権の貿易関連の側面に関する協定に拘束されます。これらの協定や条約の下での特許権保護は、タイ国民に対して彼らの発明が国際的に保護されることを意味し、さらにはこれらの協定国民の特許がタイで保護されることにもなります。タイの特許は特許法で規定がされています。特許権は、発明特許権と製品デザイン特許権(意匠権)に分類がされます。

### 発明特許権

特許可能な発明であるためには、その発明が以下を満たしている必要があります

- ・ 新規であること
- ・ 革命的なステップを含むこと
- ・ 製造活動で製造または使用が可能なこと

以下に挙げるものは特許を受けることができません

- ・ 微生物その他の構成要素のため、自然に存在するもの
- ・ 動物や植物、または動物や植物から抽出した副産物
- ・ 科学的または数学的な規則や理論
- ・ コンピュータープログラム
- ・ 人間や動物の病気に関する治療やケア、診断方法

### 意匠権

特許可能な意匠のポイントは以下の通りです

- ・ 新規であること
- ・ 特許申請前に、広く知られている又は使用されているものでないこと
- ・ 申請前にタイ国内または国外で書面や広告物等で公開されている製品デザインや写真、その他の関連物でないこと
- ・ 特許申請の前に特許法65条及び28条の下で特許刊行物で公開されていない製品デザインであること
- ・ 上述の各ポイントで示すどの製品デザインとも類似せず、模範物ではないこと

### 特許不可な製品デザイン

- ・ 公共の秩序や道徳に反する製品デザイン
- ・ 勅令(Royal Decree)で規定されている製品デザイン

### 有効期間

発明特許権の有効期間は申請日から20年になります。意匠権の有効期間は申請日から10年間です。

### 著作権

タイの著作権は著作権法で規定がされており、以下の種類の著作権を保護しています。

- ・ コンピュータープログラムを含む、文学業
- ・ 劇、芸術、音楽
- ・ 音声や視覚物質、映画フィルム、記録物質
- ・ 普及された画像や音
- ・ その他、文学や科学または芸術分野のあらゆる業

著作権法はコンピュータープログラムを再製造、改造、周知、貸出から保護します。プログラムの解法手順は保護の対象にはなりません。

著作権は著作権法の中でその定義がなされており、「著作者によって創作または作成された成果物について有する排他的権利」とされています。著作権法ではさらに、「著作者」とはその著作を行った者またはその成果物を創作した者と定義しています。

著作者が著作権者となるためには、以下の条件に該当する必要があります。

- (1) 未出版の著作物の場合、創作者はタイ国民またはタイの居住者、著作権保護協定のメンバー国の国民または居住者でなければならない。
- (2) 出版された著作物の場合、最初の出版はタイまたは著作権保護協定のメンバー国で行われなければならない。タイまたは協定国以外の国で最初の出版が行われた場合、その成果物は最初の出版が行われた日から30日以内にタイまたは協定国にて出版を行うか、または創作者は最初の出版の時点で上述(1)で定めた保護の資格を有すること。

## 例外

以下の目的でなされる行為は著作権の侵害とはみなされません。

- 営利を目的としない調査または研究
- 私的使用または使用者及びその家族または近親者のための使用
- 著作物の著作権者を表示してなされるその著作物の解説、批評又は紹介
- 著作物の著作権者を表示してなされるニュースの報道
- 裁判手続き又は権限ある公務員による行政手続きのためになされる複製、翻案、展示もしくは陳列又はこれらの手続きの報告をするためのこれらの行為
- 営利を目的としないことを条件として、教師又は教育機関によるそのクラス内または教育機関内の生徒に対し配布し又は売却するためになされる著作物の一部の複製、翻案
- 試験の問題又は答案の一部としてする著作物の使用

また、著作権のある著作物の一部を著作権者を表示して正当に引用、複製、模範、参照することは、著作権の侵害とはみなされません。

著作権法では、以下に挙げるものは著作権の保護が及ばないとして特に規定しています。

- 日々のニュースや単なる情報の性質をもつに過ぎない時事の事実や記事
- 憲法及び法令
- 省、庁その他の政府又は地方機関の規則、準則、告示、命令、説明及び公的回答
- 判決、命令、決定及び公的報告
- 省、庁その他の政府又は地方機関によって作成された、上記特定事項に関する資料の翻訳物及び収集物

## 有効期間

文学、劇、芸術や音楽の著作権は著作権者の生存中及びその死後50年間存続します。著作者が法人のときは、著作のときから50年間存続します。応用美術の著作物の著作権は、著作のときから25年間存続します。

## 商標

タイの商標権法では、商標権とはその商品等が商標権者のものであることを示すために商品等との結びつきに使用されるシンボルと定義されています。そのため商標権法では、ブランド、名称、語、文字、写真、線画、デバイス、マニュアル、署名、色彩の組み合わせ、音、物体の外形や表面、その他あらゆる組み合わせが商標になり得るとしています。

商標は「識別性」があり、すでに登録されている他者の商標権と同一または類似しておらず、さらに商標権法で禁止されていないものである必要があります。

商標権法は2016年にマドリッド条約議定書の要求を満たすために改正されました。

#### 有効期間

商標権は申請日から10年間有効になります。商標権の所有者は、期限満了の90日前までに商標権の更新申請を行う必要があります。更新後は追加で10年間有効となります。

商標は活発に使用されていなくても登録が可能です。ただし商標権の未使用は、第三者に商標権者としての権利について争う資格を与えません。



## 第16章：証券投資等

### タイの証券取引所

外国法人はタイの証券取引所にて証券投資を行うことについて制限されていません。タイの証券取引所で行った証券投資により得た収益や株式売却益等は、タイにて源泉徴収税の対象となります。なおこの源泉徴収税については国によっては二重課税条約が適用される場合もあります。タイの歳入法では本利益に関する税率は10%としています。

### 不動産

外国人は通常、BOI (Board of Investment) による特定の地域での特定の投資に関する免除恩恵等を受けていない限り、タイで土地を所有することが禁止されています。ただしこの免除恩恵も、通常は継続的な事業活動のためのみに適用されます。

外国人は、タイのコンドミニアム法で許可され登録されているアパートのユニットを所有することは可能です。同法19条では、外国人のコンドミニアムユニットの所有についての制限を規定しています。コンドミニアムのユニットの外国人所有割合は全体で49%を超えることはできません。

多くの外国人は、資産を長期リースの形で取得することを好みます。タイの不動産を賃借またはリースすることについては、外国人はタイ人と同様の権利を有します。長期リースについては最長30年間となります。タイでコンドミニアムやアパートユニットを購入するときに求められている、海外からタイへの資金持ち込み要件は、長期リースには求められていません。

The publication is not intended to provide specific business or investment advice. No responsibility for any errors or omissions nor loss occasioned to any person or organisation acting or refraining from acting as a result of any material in this publication can, however, be accepted by the authors or RSM International. You should take specific independent advice before making any business or investment decision.

RSM (Thailand) Limited is a member of the RSM network and trades as RSM. RSM is the trading name used by the members of the RSM network.

Each member of the RSM network is an independent accounting and consulting firm, each of which practices in its own right. The RSM network is not itself a separate legal entity of any description in any jurisdiction.

The RSM network is administered by RSM International Limited, a company registered in England and Wales (company number 4040598) whose registered office is at 50 Cannon Street, London EC4N 6JJ.

The brand and trademark RSM and other intellectual property rights used by members of the network are owned by RSM International Association, an association governed by article 60 et seq of the Civil Code of Switzerland whose seat is in Zug.

© RSM International Association, 2021  
[www.rsmthailand.com](http://www.rsmthailand.com)

